新型コロナウイルス感染症による出席停止等

「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン　Vol.7」より

① 児童が陽性になった場合	療養期間は出席停止
② 児童が濃厚接触者になった場合	健康観察期間は出席停止
③ 児童に発熱・風邪症状がある場合（ワクチン接種の副反応も含む）	出席停止（体調が回復するまで自宅休養）
④ 児童が医師や保健所の指示で PCR 検査等を受けた場合	検査結果がわかるまで出席停止
⑤ 同居家族に発熱・風邪症状がある場合	※出席停止可能（同居家族が回復するまで自宅待機）
⑥ 同居家族が濃厚接触者になった場合	※出席停止可能（濃厚接触者にあたる家族が無症状であれば登校可。体調不良等である場合は⑤と同じ）
⑦ 同居家族が医師や保健所の指示で PCR 検査等を受けた場合	検査結果がわかるまで出席停止